公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

2025 年４月 17 日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　寺山　徹

１　業務概要

⑴業務名　首都高速道路の交通事故分析・安全対策計画等の検討（2025 年度）

⑵業務内容

本業務は、首都高速道路上で発生した交通事故及び立入・逆走事象について、その発生要因分析、各種対策効果の検証を実施し、効果的な対策の立案を検討する業務である。

＜業務内容＞

① 交通事故データの経年的傾向分析、要因分析

2025 年度の交通事故データ及び過年度までに取りまとめた統計年報を用いて、経年的な傾向を把握し事故発生要因分析を行う。（１回/月 計 12 回）

② 安全対策に関する効果分析

過年度及び 2025 年度の交通事故データ、気象データ、道路構造データ、プローブデータ等を活用し、多変量解析等の統計的な手法を用いた事故発生要因の分析を行い、2025 年度までの事故発生傾向等を取りまとめる。また、取りまとめた結果を基に効果的な対策案について検討を行う。（３回）なお、分析においては、安全対策の効果（安全対策履歴、事故調書等参照）、交通状況（車両感知器データ等参照）、車両挙動（プローブデータ等参照）、交通環境条件（交通安全に影響する法令、自動ブレーキの普及率等参照）を考慮すること。

③ 立入・逆走データの経年的傾向分析、要因分析

過年度及び 2025 年度発生した立入・逆走データ等を用いて、各種整理を行った上で経年的な傾向分析及び要因分析を行う。（１回/月 計 12 回）

④ 立入・逆走対策に関する効果分析

首都高速道路で実施している各種立入・逆走対策（共通対策(看板・区画線等)、検知・警告システム等）について、対策別の効果分析を実施し、対策の効果検証を実施する。また、取りまとめた結果を基に効果的な対策案について検討を行う。（３回）

⑤ 事故分析データベースの改修

事故分析データベース（Microsoft Access）上では、管理局管理区分上の管理境と、交通管理上の管理境（都県境）が異なるため、管理局管理区分で登録されていない事故データが存在している（多摩川トンネルや大師の都県境など）。既に事故分析データベース上に入力されている事故データの部所名称を管理局管理区分に変換し、かつ今後入力されていく事故データの部所名称を管理局管理区分で変換されるように改修する作業を行う。（２箇所）

⑥協議用資料作成

1)交通事故データに関する資料作成

交通事故データを用いた集計・分析に関する社内外会議用の資料作成を行う。（２回）

2)立入・逆走データに関する資料作成

立入・逆走データを用いた集計・分析に関する社内外会議用の資料作成を行う。（２回）

⑦広報･啓発関連資料の作成

交通安全および立入・逆走啓発活動のための資料作成を行う。

1）企業 HP・SNS 掲載用原稿、チラシポスター、事故多発マップ等の作成（２回）

2)事故および立入・逆走啓発動画（60 秒程度）による広報案作成（４回）

⑧打合せ

本業務に必要な打ち合わせ（当初１回、中間打合せ４回、とりまとめ１回）を行う。（６回）

⑶履行期間

契約締結日の翌日から 420 日間

⑷その他

①本業務は、提出された技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が 70 点以上の者の中で最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）の対象業務である。

②本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては４⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第１）を提出するものとする。

③本業務は、担い手の育成支援を目的とした試行業務である。

④その他については、電子入札留意事項によることとする。

２　競争参加資格

⑴首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成 23 年準則第１号）第 73 条の規定に該当しない者であること。

⑵首都高速道路株式会社における 2025・2026 年度競争参加資格の「計画調査」の認定を受けている者であること。

⑶参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について（https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/）」に記載）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計業務請負現場説明書の説明事項１⑾イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

⑷業務実施上の条件

①法人に必要とされる業務の実績

当該業務に参加希望する法人は、高速道路株式会社（首都、東日本、中日本、西日本、阪神、本州四国連絡）、高速道路公社（名古屋、広島、福岡北九州）のいずれかの発注の下、2015 年度以降に完了した業務において、「交通事故要因分析」を伴う業務かつ「立入逆走対策の検討」を伴う業務の実績を有しなければならない※1。

なお、当該実績は、首都高速道路株式会社が発注した業務における調査・設計業務成績評定通知書の業務評定点(総合評定点)が 60 点未満のものを除く。

※1：業務実績について、「交通事故要因分析」、「立入逆走対策の検討」の各項目が同一の業務内で実施している場合は該当する１業務を記載し、各項目が別業務にて実施している場合は、該当する業務をすべて記載することとする。（立入とは歩行者、自転車、原動機付自転車等が高速道路に立入る事案を指す。）

②予定管理技術者に必要とされる要件

イ　技術者資格（予定管理技術者）

技術士［建設部門（道路)］、交通工学研究会認定 TOE（交通技術上級資格)、RCCM（道路）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者※。

※：「同等の能力と経験を有する技術者」とは以下のいずれかに該当する者を指す。

1. 学校教育法（昭和 22 年 法律第 26 号）による大学又は高等専門学校を卒業した後、高速道路株式会社、高速道路公社、国土交通省又は地方公共団体による道路の計画、設計、施工又は維持管理に関して、20 年以上の実務経験を有するもの。

2. その他の者に当たっては、高速道路株式会社、高速道路公社、国土交通省又は地方公共団体による道路の計画、設計、施工又は維持管理に関して、30 年以上の実務経験を有するもの。

ロ　業務実績（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）

2015 年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、１件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が 60 点未満のものを除く。

同種業務：高速道路株式会社又は高速道路公社の管理する道路において交通事故要因

分析に関連する検討を実施した業務
類似業務：上記以外の道路における交通事故要因分析に関連する検討を実施した業務

ハ　手持ち業務量（予定管理技術者））

2025 年４月 17 日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が 500 万円以上の業務の契約金額の合計が５億円未満かつ件数が 10 件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

2025 年４月 17 日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量（本業務を含まない）が契約金額で５億円または契約件数で 10 件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

a）当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者。
b）当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
c）当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者
d）手持ち業務量が上記で定めた制限量を超えていない者

⑸参加表明書の提出期限の日から開札のときまでに、当社から競争参加停止措置準則（平成 17 年準則第 22 号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

３　技術提案書の評価基準

⑴技術提案書による評価

①予定管理技術者の年齢、管理技術者としての当社業務経験回数及び予定管理補助技術者の配置
②予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格
③予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）及び予定担当技術者の同種類似業務の実績
④予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量
⑤予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）及び予定担当技術者の当社及び公的機関からの表彰経験
⑥予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）の当社での業務成績

⑵ 配置予定技術者からのヒアリングによる評価

①ヒアリング対象者
イ　予定管理技術者
ロ　予定管理補助技術者（配置する場合）

②評価項目
イ　専門技術力の確認
ロ　業務への取組姿勢の評価
ハ　コミュニケーション力の評価

４　手続等

⑴担当部局

首都高速道路株式会社財務部契約課
〒100-8930
東京都千代田区霞が関１－４－１（日土地ビル８階）
TEL：03-3539-9319　FAX：03-3539-9566

⑵現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法

①交付期間：2025 年４月 17 日（木）から 2025 年５月 13 日（火）正午まで
②方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（CD-R 等の配布）により無償で交付するので、上記⑴の担当課まで申し出ること。

・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
（ https://www.shutoko.co.jp/business/bid ）

③交付資料のダウンロード操作手順：
上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先 URL 及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

⑶参加表明書等の受領期限、提出場所及び提出方法

①電子入札システムによる場合

参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）

・受付期間 ： 2025 年４月 17 日（木）から 2025 年５月 13 日（火）正午まで

技術提案書

〈持参の場合〉

・受付期間 ：2025 年４月 17 日（木）から 2025 年５月 13 日（火）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前 10 時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）。ただし、５月 13 日（火）は正午までとする。

・受付場所 ： 上記４⑴に同じ。

〈郵送の場合〉

・受付期間：2025 年４月 17 日（木）から 2025 年５月 12 日（月）まで

・郵送方法：書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。なお、郵送提出する旨を事前に上記４⑴に記載の担当部局まで連絡すること。

・受付場所： 上記４⑴に同じ。

②紙入札による場合

参加表明書及び技術提案書

〈持参の場合〉

・受付期間 ： 上記⑶①〈持参の場合〉のとおり。

・受付場所 ： 上記４⑴に同じ。

〈郵送の場合〉

・受付期間： 上記⑶①〈郵送の場合〉のとおり。

・郵送方法： 上記⑶①〈郵送の場合〉のとおり。

・受付場所： 上記４⑴に同じ。

５ その他

⑴手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵契約書の作成要否 要（本件は電子契約を推奨する。）

⑶関連情報を入手するための照会窓口は上記４⑴に同じ。

⑷技術提案書のヒアリングを行う。

⑸電子入札システムの稼動時間は、休日を除く午前８時から午後 10 時まで。

⑹障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。

電子入札ヘルプデスク 電話 0570-021-777（ダイヤルイン）
（平日のみ午前９時から午後５時 30 分まで（正午から午後１時までを除く。）。）

Mail ： sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

⑺見積参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで見積参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。

⑻本掲示に関して詳細不明な点については、上記４⑴に掲げる担当課に照会すること。

⑼詳細は現場説明書及び技術提案書作成要領による。